



発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
HP URL <https://tax-aozora.com>

4月は入学や就職、転職等、新生活が始まる季節です。心も新たに頑張っていきたいと思います。
掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。



決算前に確認！ 少額減価償却資産の特例

令和5年度は約66万の法人が適用した「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」
(以下、少額減価償却資産の特例)。法人の決算前に改めて適用のポイントを確認します。

◆少額減価償却資産の特例とは◆

少額減価償却資産の特例とは、中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を、令和8年3月31日までの間に取得などをして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、合計300万円を限度に即時償却(全額損金算入)することができる制度のことをいいます。

この場合における「中小企業者等」とは、大規模法人の支配を受けていない資本金1億円以下の青色申告法人で、常時使用する従業員数が500人以下の法人であるなど、一定の法人等を指します。非常に細かな要件がありますが、ここでは説明を割愛いたします。

また、「合計300万円」とは、一事業年度あたりの合計をいい、事業年度が1年に満たない場合には、月数按分した金額となります。

◆判定ポイント◆

(1) 消費税の経理方式

「取得価額が30万円未満」とは、消費税の経理方式が税込であれば税込で、税抜であれば税抜で判断します。

(2) 他の特例制度との併用

少額減価償却資産の特例は、租税特別措置法上の特別償却、税額控除、圧縮記帳との重複適用はできませんが、IT導入補助金など法人税法上の圧縮記帳との併用は可能です。そのため、このような圧縮記帳を適用した場合には、圧縮記帳適用後で「30万円未満」の判定を行いますので、ご注意ください。

(3) 貸付用

主要な事業として行われている場合を除き、貸付用は対象外となります。

◆他制度との選択◆

取得価額が20万円未満であれば、3年間の均等償却(一括償却資産の損金算入)を選択することができる他、10万円未満であれば少額の減価償却資産として損金とすることができます。

これらのいずれかを選択した場合は、償却資産として固定資産税の対象とはなりません。(圧縮記帳を適用した場合は、適用前の取得価額で判断します)が、少額減価償却資産の特例を適用した場合には、対象となります。

◆適用時の手続き◆

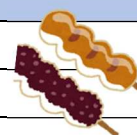
少額減価償却資産の特例を適用するには、法人側で損金経理(費用処理)をするとともに、申告時には一定の明細書を添付する必要があります。

なお、個人(所得税)においても、同様の制度が存在します。

参考：国税庁タックスアンサー「No.5408 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」など

お仕事カレンダー

4月10日(木)	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限(3月分)
4月15日(火)	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出期限
4月23日(水)	●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日(口座振替の場合)
4月30日(水)	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日(口座振替の場合) ●固定資産税(都市計画税)の第1期分の納期限 市町村の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(3月分) ●2月決算法人の申告・納税、8月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) ●5月・8月・11月決算法人の消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)



変わるキャッシュレス納付

国税や地方税の納付において、金融機関や税務署等の窓口で納付しない、いわゆる「キャッシュレス納付」の普及が進められています。利用者が増える一方、今年に入ってから手続き方法などが変わっているものもあります。ここ最近の主な変更点を確認します。

キャッシュレス納付とは

現金を使用しない非対面の納付方法を「キャッシュレス納付」といいます。その特徴として、金融機関や税務署の窓口等へ行く必要がないこと、自宅や事務所等で納付手続きを行うことができることが挙げられます。

「キャッシュレス納付」とされている納付方法は次のとおりです。

納付方法	概要
振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、振替日に自動で口座引落しにより納付する方法
ダイレクト納付	e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法
インターネットバンキング等	インターネットバンキング口座などから納付する方法
クレジットカード納付	インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」や「地方税お支払サイト」等から納付する方法
スマホアプリ納付	【国税】専用サイトから、利用するスマホ決済アプリを選択し、納付する方法 【地方税】スマホ決済アプリから、納付書のQRコード(eL-QR)等を読み取って納付する方法

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

出典：国税庁「国税・地方税のキャッシュレス納付共同レポート」

国税庁の公表によれば、令和5年度における国税の納付件数のうち、キャッシュレス納付件数の割合は39%でした。

ここからは、キャッシュレス納付の手続きについて、今年に入ってからの変更点をいくつかご紹介します。

国税のクレジットカード納付の変更

国税におけるクレジットカード納付について、1月4日から納付受託者が変更され、手続きを行うサイトが変更されています。同時に、納付税額1万円ごとにかかる決済手数料が、税抜76円から90円に上がっています。

国税のスマホアプリ納付の変更

国税におけるスマホアプリ納付については、2月1日から、決済専用サイトへのアクセス方法が集約されています。

また、スマホアプリ納付は納付税額が30万円以下の方が利用する方法ですが、30万円を超える方が複数回に分けて納付することで実質30万円を超える納付税額でも納付が可能であったところ、これを控えるよう促す文が国税庁サイトで示されています。

地方税のダイレクト納付の変更

地方税におけるダイレクト納付について、PCdesk(DL版・WEB版)をご利用の場合、3月24日以降、納付手続き等の際は、ワンタイムパスワードによる二段階認証になります。



参考：国税庁「国税・地方税のキャッシュレス納付共同レポート」「スマホアプリ納付の手続」、eLTAX「PCdeskのバージョンアップに伴うダイレクト納付等の操作方法の変更について(事前案内)」など

お 仕 事 備 忘 録

- 改正育児・介護休業法の段階的施行...**男女ともに仕事と育児・介護の両立ができるよう、子の看護休暇の見直し、所定外労働の制限の対象拡大、介護離職防止のための措置義務化など、さまざまな改正が行われました。2025年4月1日より、段階的に施行されますので、改正のポイントをしっかり押さえた上で、対応を進めていきましょう。
- 出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金の創設...**2025年4月1日より、雇用保険からの新たな給付として、出生後休業支援給付金および育児時短就業給付金が創設されます。支給要件や添付資料などを確認し、手続きに備えましょう。
- 高齢者雇用確保措置の経過措置終了...**高齢者雇用確保措置の経過措置が2025年3月31日に終了し、2025年4月1日からは定年制の廃止、65歳までの定年引き上げ、希望者全員65歳までの継続雇用制度の導入のうち、いずれかの措置を講ずる必要があります。
- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出...**住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、給与支払報告書を提出した社員が、4月1日現在で給与の支払を受けなくなったときには、4月15日までにその社員が住んでいる市町村長に届出をします。
- 社会保険料の変更...**社会保険料の料率改定の時期になりました。雇用保険料率については、2024年度より引き下げとなることが公表されました。協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、2025年度の料率が3月分(4月納付分)から適用されますので、当月分を控除している場合は3月から、当月分を翌月控除している場合は4月から、新しい料率で計算しましょう。
- 労働者名簿の調製...**新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。